

## 西宮市会計年度任用職員互助会補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2に基づき、西宮市会計年度任用職員互助会（以下「互助会」という。）に対し、市が補助金を交付するに当たり、補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年3月31日規則第81号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (補助金の名称)

第2条 補助金の名称は、会計年度任用職員互助会補助金とする。

### (補助金の交付目的)

第3条 補助金は、互助会の安定的な運営と充実を図り、もって互助会会員（以下「会員」という。）の福利の増進、元気回復による公務能率の向上、さらに西宮市行政の推進に寄与することを目的とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、互助会が行う事業とする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、互助会が事業を行うに要する経費及びその事務執行に要する経費とする。

### (補助金の額)

第6条 市長は、互助会に対し、予算の範囲内において、会員が負担する会費に相当する額を限度として、補助金を交付することができる。

### (補助金の交付時期及び方法)

第7条 補助金は、当該年度の四半期終了ごとに、会員が負担した毎月の会費の実績に応じて交付するものとする。

### 付 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

### 付 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

### 付 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。